日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



東京都

目 次

137

規 則

○職員の勤務時間、 -------(総務局人事部職員支援課)… 休日、 休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…

○会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一部を改正する規則…(同)… 二

○火災予防条例施行規則の一部を改正する規則……(東京消防庁企画調整部企画課)… 三

○職員の旅費支給規程の一部改正…………………(総務局人事部制度企画課)… 三

規

則

職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布す

る。

東京都知事 小

池

百

合子

●東京都規則第二百三号

令和二年十二月二十三日

職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規

職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例施行規則 (平成七年東京都規則第五十五

号 の一部を次のように改正する。

第七条の二第九項中「第五項第三号及び第四号」を「第五項第四号」に、 「次の各号

1

号又は第二号」を「第五項第一号から第三号まで」に改める。 号から第三号まで」に改め、 世帯に属さない」と」を加え、「前項各号に掲げるいずれかの」を「前項各号」に、 い」とあるのは に掲げるいずれかの」を「次の各号」に、 前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項第一号から第三号まで」に、 「要介護者(当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。 「消滅した」と」の下に「、同項第三号中 「「第一号又は第二号に掲げる」を「「第一 「子と同居しな 一第五項第) と同一の

める。 の各号に掲げるいずれかの」を「第五項中「次の」に、 る」を「前項」に、 及び二親等内の親族を除く。)と同一の世帯に属さない」と」を加え、「第五項中「次 の下に「、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者(当該職員の配偶者 かの」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる」と、同項」を削り、 第七条の二の二第九項中「第四項第三号並びに」及び「中「次の各号に掲げるいずれ 「第四項各号」及び「第四項第一号又は第二号」を「第四項」に改 「前項第一号又は第二号に掲げ 「消滅した」と」

める。 る」を「前項」に、 各号に掲げるいずれかの」を「第六項中「次の」に、 び二親等内の親族を除く。)と同一の世帯に属さない」と」を加え、「第六項中「次の 下に「、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者(当該職員の配偶者及 の」とあるのは 第七条の三第九項中「第五項第三号並びに」及び「中 「第一号又は第二号に掲げる」と、同項」を削り、 「第五項各号」及び「第五項第一号又は第二号」を「第五項」に改 「前項第一号又は第二号に掲げ 「次の各号に掲げるいずれ 「消滅した」と」の

第二十六条の四第三項中「続柄」を「続柄等」に改める。

別記第二号様式の二中 対」を「熱 柄 ||・||に改める。

別記第二号様式の三中

要介護者と職員との親族関係が消滅した。

(消滅の理由:

を

要介護者と職員との親族関係が消滅した。

(消滅の理由

に改める。

2	□ 職員が要介護者と同一の世帯に属さないこととなった。 」	7
)	別記第四号様式中「鷲萢」を「鷲萢琳」に改める。	H.L.
曜日	別記第五号様式中	44
(水	「□ 被介護者との親族関係に変更があった。	24
23日		3
2月2		-1417
2年1	「□ 被介護者との親族関係に変更があった。	1.
令和:		41-
		шп
	□ 職員が被介護者と同一の世帯に属さないこととなった。	1.
		ks.
報		4
公	第六号様式表中「熱 莬」を「熱 茶 楽」に改める。	
ß	附則	713
者	1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定	
京	は、公布の日から施行する。	^
東	2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(以	
	下「改正後の規則」という。)第七条の二第九項で準用する同条第二項(会計年度任	
	用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成二十七年東京都規則第四号。以下「会	igotimes
	計年度任用職員勤務時間規則」という。)第九条において準用する場合を含む。)の	
	規定による深夜勤務の制限に係る請求及び改正後の規則第七条の二第九項で準用する	^
	同条第七項(会計年度任用職員勤務時間規則第九条において準用する場合を含む。)	号
	の規定による届出、改正後の規則第七条の二の二第九項で準用する同条第一項(会計	ሉ ሎ
	年度任用職員勤務時間規則第十条において準用する場合を含む。)に規定する超過勤	め
")	務の免除に係る請求及び改正後の規則第七条の二の二第九項で準用する同条第六項	ሉ ሎ
137	(会計年度任用職員勤務時間規則第十条において準用する場合を含む。)の規定によ	$\overline{\Box}$
刊	る届出、改正後の規則第七条の三第九項で準用する同条第二項(会計年度任用職員勤	
(増	務時間規則第十一条において準用する場合を含む。)に規定する超過勤務の制限に係	1

後の規則第二十六条の四に規定する短期の介護休暇の請求等は、この規則の施行の日 勤務時間規則第十一条において準用する場合を含む。)の規定による届出並びに改正 前においても行うことができる。 る請求及び改正後の規則第七条の三第九項で準用する同条第七項(会計年度任用職員

おいても行うことができる。 則第二十七条及び改正後の規則第二十七条の二(会計年度任用職員勤務時間規則第二 休暇及び改正後の条例第十七条の二に規定する介護時間に係る請求等は、改正後の規 都条例第百七号)による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 十八条において準用する場合を含む。)の規定の例により、この規則の施行の日前に 七年東京都条例第十五号。以下「改正後の条例」という。)第十七条に規定する介護 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和二年東京

現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。 する条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関

会計年度任用職員の勤務時間、 令和二年十二月二十三**日** 休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

東京都知事

小

池

百合子

●東京都規則第二百四号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成二十七年東京都規則第四 の一部を次のように改正する。 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」と」を削る。 第二十六条第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、 一十一条及び第二十五条中「、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定 「親族」の下に

則

「又は同一の世帯に属する者」を加える。

この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日 か

3

1

この規則は、

令和三年四月一日から施行する。ただし、

第十一条の五第一

一項の表

附

則

改める。

2 同規則第二十六条に規定する介護休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前におい ても行うことができる。 ら施行する。 条に規定する子どもの看護休暇、 この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、 同規則第二十五条に規定する短期の介護休暇及び 休暇等に関する規則第二十

2

この規則による改正後の火災予防条例施行規則

。 以 下

「新規則」

という。)

第十三

改正規定及び次項の規定は、

公布の日から施行する

火災予防条例施行規則の一 部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都知事 小 池 百 合

子

東京都規則第二百五号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

る 火災予防条例施行規則 (昭和三十七年東京都規則第百号) の一部を次のように改正す

る。)」を加える。 あつては、省令第十三条第一項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物に限 を 第十一条の五第一項の表条例第五十五条の五第一項第十一号の部二の項中 「烘項」に改め、 「掲げる防火対象物」の下に「 (同表は項イに掲げる防火対象物に 「其項口」

第十三条第一項の表中 「変電設備」の下に「、急速充電設備」を加え、 「充てん」を

「充塡」に改める。

別記第五号様式中

_	-		_	7
		□ネオン管灯設備	□変電設備	
日本十十二年		设備	□内燃機関を原動力とする発電設備	
1 世級 地子			する発電設備	
日本のでは、十十二十二十二年の日本の十二			□蓄電池設備	
		1		

□ 変電設備 □ 蓄電池設備

□急速允電設備 □ネオン管灯設備

□内燃機関を原動力とする発電設備

K

を

に定める旅行雑費」を削る

別表第二一の項中

旅 二分の 行 雑 費

旅

行

雑

費

ず負担した通話 料金等の額 公務上の必要

に改める。

を

訓 令 日前においても、

新規則の例により行うことができる

(急速充電設備に係るものに限る。

は、

この規則の施行

条第一項に規定する届出

●東京都訓令第四十八号

庁

中

般

事 支

業

所 庁

用 委 員 会 事 務 局

収

労 働 委 員 会 事 務 局

職員の旅費支給規程 (昭和四十八年東京都訓令第九十一号) の一部を次のように改 正

する。

令和二年十二月二十三日

東京都知事

小

池

百

合子

第九条 第九条を次のように改める。 削除

第九条の二を削る。

五号」に改め、同条第二項中「、 第十一条第一項中「及び車賃」を「、車賃及び条例別表第一に定める旅行雑費」に改 同項第五号中「昭和五十六年東京都訓令第百五十号」を「平成十三年東京都訓令第 条例第十五条第二号に定める旅行雑費又は条例別表第

(増刊 137) 東 京 都 公 報 令和2年12月23日(水曜日) 3 2 び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用する 規定による改正前の職員の旅費支給規程別記第二号様式(甲)、第二号様式(乙)及 びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。 及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用す ことができる。 出発する旅行から適用し、 ることができる。 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の職員の旅費支給規程別記第四号様式 この訓令による改正後の職員の旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際、同項ただし書に規定する改正 命者 令衛伯 関者 与印 旅者 行印 同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。 を 命令権者 関与者 に改める部分に限る。)

六、六〇〇円

郵便番号 163-8001

定 価 本号 一箇月

発 行

|電話 ○三(五三二一)一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号東

(郵送料を含む。) | 印 | 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) / 六、六○○円 | 刷 | 東京都文京区白山一丁目十三番七号 / 展 | 美 日 - 届 - 材 - 対 - 会 - を 美 印 刷 株 式

会 社 郵便番号

